# 高度プロフェッショナル制度の導入の流れ

# ペテップ1 労使委員会を設置する

- 労使委員会の要件
- 労働者代表委員が半数を占めていること
- 事業場の労働者に周知 保存されるとともに、 委員会の議事録が作成され、 が図られていること

# テップ2 労使委員会で決議をする

- 決議の要件
- 委員の5分の4以上の多数による決議
- 決議すべき事項
- 対象業務
- 対象労働者の範囲

(1)

- 対象労働者の健康管理時間を把握すること及びその把握方法
- 4週間を通じ4日以上の休日を 対象労働者に年間104日以上、かつ、 与えること 4
- 対象労働者の選択的措置
- 3 対象労働者の健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置
- 7 対象労働者の同意の撤回に関する手続
- 8 対象労働者の苦情処理措置を実施すること及びその具体的内容
- 同意をしなかった労働者に不利益な取扱いをしてはならないこと 0

(使用者による届出)

決騰

10 その他厚生労働省令で定める事項 (決議の有効期間等)

# テップ3 決議を労働基準監督署長に届け出る

# ステップ4 対象労働者の同意を書面で得る

次の①~③の内容を明らかにした書面に労働者の署名を受 労働者の同意を得なければなりません。 とにより、 使用者は、

①同意をした場合には労働基準法第4章の規定が適用されないこととなる旨

高度プロフェッショナル制度の対象労働者には、労働基準法に定められ た労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定が適用されま

所轄の労働基準監督署長

2同意の対象となる期間

③同意の対象となる期間中に支払われると見込まれる賃金の額

# テップ 5 対象労働者を対象業務に就かせる

定期報告

- 運用の過程で必要なこと
- 対象労働者の健康管理時間を把握すること
- 別 対象労働者に休日を与えること
- 3) 対象労働者の選択的措置及び健康・福祉確保措置を実施するこ

(使用者による報告)

ステップ2

7

の決議から6か月

以内バイに

S

- 🐴 対象労働者の苦情処理措置を実施すること
- 同意をしなかった労働者に不利益な取扱いをしないこと等
- △ 対象労働者は、同意の対象となる期間中に同意を撤回できます。

ステップ 6 決議の有効期間の満了 (継続する場合は2〜)

出所:厚生労働省「高度プロフェッショナル制度について

の状況を所轄の 労働基準監督署長

に報告する

厚生労働省 国会連絡室 御中

衆議院議員 山井和則

### 回答のお願い

下記について、4月1日(月)15時までに、文書にてご回答をお願いします。

記

- 1.2019年4月1日時点での高度プロフェッショナル制度の導入件数、 および対象人数を、把握していますか。
- 2. 1について、各労働局では把握していますか。把握しているのであれば、 その情報を集約して示して下さい。上記期限までに集約できないのであ れば、いつまでに集約できるか、理由を付記しつつ示して下さい。
- 3. 2について、各労働局で把握しているにもかかわらず、集約や開示がで きないのであれば、その理由を示して下さい。
- 4. 2について、各労働局で把握していないのであれば、各労働基準監督署 では把握していますか。把握しているのであれば、その情報を集約して 示して下さい。上記期限までに集約できないのであれば、いつまでに集 約できるか、理由を付記しつつ示して下さい。
- 4について、各労働基準監督署で把握しているにもかかわらず、集約や 開示ができないのであれば、その理由を示して下さい。

出所:山井事務所作成

### 4月1日付のご質問に対する追加の回答について

### 〇問1から問5について

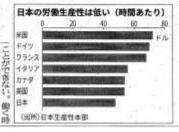
高度プロフェッショナル制度を導入する場合には、労働基準法第41条の2の規定 により、労使委員会による決議をし、これを労働基準監督署に届け出ることとされて いることから、各労働基準監督署において、高度プロフェッショナル制度の決議届の 件数は把握しています。

全国の状況の取りまとめについては、今後、検討してまいります。

【日経新聞朝刊 2019/4/2】

### JT·日立、「脱時間給」

の金融商品の開発 **③アナリスト** ®コンサルタント ⑥研究開発 1075万円以上 104日以上



# 主要50社 道子 まだ

2019年4月3日 衆議院厚生労働委員会 山井和則 配付資料

認定がおりるのが極めて困難になる。ない」、労働時間が把握されていないから、労災ますけれども、「過労死遺族・被害者が敷済され護団事務局次長の空間弁護士のベーバーにもあり

年三月に、新宿労基署は不支給決定をするわけでとめた表を作成した。しかし、四年後の二〇〇三医師の亡くなる以前の一年分の就労状況を取りまになって、この八ページにありますように、中原此ました。そして、弁護団も一緒になって、必死郎さんがお亡くなりになられました。過労死をさうに、一九九九年に、小児科であった御主人の利だきましたけれども、この八ページにありますよ中原さんのケースを配付資料で

これは大変な問題になります。 れば、過労死になっても過労死と認められない。 で、労働時間の把握義務すらないということになっ 今の状況の中でもこういう厳しい状況がある中

定を受けられない、労災申請却下される。わけですか。今でさえ、何年かかっても過労死認いう事態が起こったら、御遺族はどうしたらいいき事態が起こったら、御遺族はどうしたらいいされる、そして過労死認定も受けられない、そう加藤大臣、このことについて、労災申請も却下

これは泣き寝入りじゃないですか。加藤大臣、いかできませんよ、そう言われたら。そうしたら、たらいいわけですか。労基署もきっちり調査なんありません。こう昔われたら、加藤大臣、どうし料もありません。労働時間わかりません、資料も時間わかりません、御本人に任せていました、減にこれは恐らく、高ブロだったら、過劣死が起

方……(発言する者あり) ○加藤国務大臣 いずれにしても、通常の働き

○高島委員長 御静能に願います。

いたしました。 〇加藤国務大臣 済みません。口癖なもので失礼

フェッショナル制度であっても、管理監督者で通常の働き方であっても、あるいは高度プロ

て、労災認定の作業をしているということでありデータ、あるいはさまざまな方からお話を聞いは判断をしているわけではなくて、さまざまなあっても、そこに書かれている時間でもって我々

する、残しておくということになっているわけでする、残しておくということになっているわけでたが、健康管理時間というものを把握をし記載を労働時間、あるいは労働時間の状況ではありませ度プロフェッショナル制度の場合には、確かに、高度プロフェッショナル制度においても同じに、高度プロフェッショナル制度においても同じにしてながって、その点について、ここではいずれ

ら変わるものではないというふうに思います。から労災の決定をしていく、その点については何点も含めてチェックをし、そしてさまざまな資料備時間が適正かどうかということと同様に、そのがら、しかし、これは一般においても審かれた労でありますから、当然それも一つの目安になりな時間ブラス職場外において働いた時間ということ健康にいたば、そこの職場にいた

問題だと思います。 りなんですよ、根本的に変わるんですよ。大きな過労死になっても過労死と認定されない、大変わんですよ、把握義務がないんですよ。ですから、ではなくて、肝心の労働時間が把握されていない ○山井委員 それが違うんです。何ら変わるもの

ということですか、高プロは。三百時間ということをとっては途法にはならない的に残業時間が三百時間になったとしても、そのに連法とは言えない。加藤大臣、では、もし結果そして、先ほどの、残業代、二百時間でも直ち

具体的にそうした指令がない中で、残業しろとかも、例えば、委員御指摘のように、使用者側からいといったことを明記するわけでありますけれどめて決めて、その際には時間の指定等はなじまなりまして、今回、業務について、これは省令を合の加藤国務大臣 さまざまな前提があるわけであ

務というものはあるわけであります。 わけであります。また、当然のように安全配慮義上げた健康確保措置というものも当然発動されるる、しかし、そういう中においても、先ほど申しそういう指令がない中でそうした作業をしてい

そうした事態がないように努めていきたいと思いそうした事態がないように努めていきたいと思いての点を指摘していく。こういった幾重の対応でていなければ我々監督指導等においてもしっかりまた一方で安全配應義務等、またそれが実行されますが、その上において、ちょっと重複になって百時間、これはまず前提としてあるんだろうと思いらう。そういった趣旨から、こんな二百時間、三なことは、いかに自律的に創造的な仕事をつているまた、そもそも、先ほど申し上げたように、こ

り得ますよ。 時間、三百時間の残業はあり得るんですかと。あ 〇山井委員 いや、聞き捨てなりませんね。二百

統計をとるんですか。 薬時間、何時間か、制度導入後、高プロ対象者はじゃ、加藤大臣、健康管理時間、何時間か、残

と思っております。 なっているのか、そういった集計をしていきたい した中において、健康管理時間がそれぞれどう ただくのかということはありますけれども、そう していただくのか、どういう頻度で報告をしてい の加藤国務大臣 これから、どういう形で報告を

りまして、今回、業務について、これは含分を含 O加藤国務大臣 さまざまな前提があるわけであ ということですが、高ブロは。 三百時間ということをとっては進法にはならない。 O山井委員 結局、残業時間をどう乳薬計するの

守るために、私たちは与野党を超えて国会で審議よ、今回の高ブロ、残業代ゼロ制度は。人の命をで与野党合意で成立させた過労死防止法違反ですここにもありますように、四年前、この委員会

す。しっかりと審議を続けていただきたいと思いま採決することは絶対に許せません。これからもたのに、今回、過労死をふやすような法案を強行過労死を減らす過労死防止法をこの場で成立させ与野党を超えて合意してつくった過労死防止法、しているんです。五十五万筆もの署名によって、

以上、俗わります。

〇萬鼎委員長 次に、高橋千錦子荘。

○高橋(干)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

ですので、じっくりと審議をしていただきたい、ですので、じっくりと審議をしていただきたい、院もすぐに本会議があるということではないそうた。改めて審議をやり直さなきゃいけない、參議訂正が来るということは本当に衝撃でありましす。けさになって、また新たなデータの誤りが、本来なら、二十五日の採決をやり直すべきで

面から客えていただきたい、そう思います。にも局長にも開しく適告をしておりますので、正権充的質疑ということでお願いをしたいし、大臣きようは、いただいた三十分問、私にとっての

かかわる重要なことばかりです。 実態調査、この調査は、やはり法案の中心部分に 題で信恐性が高われる平成二十五年度労働時間等まず資料の一枚目なんですけれども、データ間

と思うんです。ここをまず最初に指摘したいみたいなことを言っていましたが、決してそんなに関係ないから部分的な誤りがあってもいいんだけさの理事会でも、与党の築頭理事が、高ブロ

ているわけですね。 時間、年は三百六十時間の中にまず大体おさまっ 基準告示の範囲内におさまっている。月は四十五囲みの中を見ていただくと、ほぼ一〇〇%が限度況」とあります。上が月単位で下が年単位です。この資料は、「三六協定における延長時間の状

十時間、七六・二%。やはり、基準を決めると、うと四十五時間、七〇・六%、年でいうと三百六その上で、一番多いのは何かというと、月でい

ふうに思います。 うべく引き続き要請もしていく必要があるというしっかり理解をし、それに応じた対応をしてもら進めているわけでありますから、そうした趣旨をいう、こういういい循環を起こすために私どもはし、雇用を増やし、そして賃金が上昇していくと

をお願い申し上げて、終わりたいと思います。 していただいて労働行政に当たっていただくこと そういう役所なんだという矜持をもう一度再確認 か厚労省におかれては、やっぱり働く者を守る、 O難波奨二君 これで終わりますけれども、どう

す。 ○石権通安者 立態民主党・民友会の石橋通宏で

冒頭、一言申し上げておきます。

せんでした。する賛成計論、残念ながら討論することができま労働安全衛生法、いわゆるパワハヲ規制法案に対して、私ども立憲民主党が用意をしておりました先週末曜日の審議終局後の採決、討論におきま

その上で、今日質問に入りますが、私たち、もてお願いをしておきたいというふうに思います。いただきたいということをこの委員会の楊で改めれるということがないように、是非しっかり対応て、今後、大変重要な討論の場、その機会が失わお願いをしておるところでございますが、改めいように、委員長にも格別の今後の取り計らいる既に理事会において、今後このようなことがな

思います。 点だけ大臣に確認を改めてさせていただきたいとに生かしていただきたいという思いも込めて、二での対応含めてやられるわけですので、是非それもいただいて、これから具体的に厚労省、労政審をいただいて、これから具体的に厚労省、労政審をういう意味では、法案は成立しましたけれどべき論点が残されているという中ででしたので、に思っております。私自身もまだまだ明らかにすば法案、審議終局、採決となったこと、大変残念り先週、まだ甚だ審議不十分な中で働き方改革図

一点目は、これ重ねて大臣とやり取りもしまし

いただいてきました。じゃないかということを重ねてやり取りをさせてやら健康被害、濫用、悪用はなくなっていない件というのはある、撤回もできる、でも、過労死間業務型裁量労働制においても本人同意の手続要ということを言われた。ただ、我々は、現行の企て不同意、同意の撤回もできるから大丈夫なんだた。安倍総理も高プロについて、本人同意、そし

じゃ、それ、どう担保するのか。やはり、大 臣、大丈夫だと言われているからには、大丈夫な ようなちゃんとした政策令による規定、そして実 際の運用、これ何としても担保していただかない と、絵理が公の場で国民だましたことになります から、そうならないように確実にやっていただけ るというふうに理解をしておりますが、改めて、 大臣、これ、本人同意を取り付けるに当たって、 絶対に不利益取扱いがなかったんだ、じゃ、決議 を届け出る、受け付ける、そのときに確認できる のか。どうやって本人同意の際に不知益の、図え ば脅しがあったとか、同意しなかったら、おまえ 分かっているんだろうなとか、そういうことがな かったのか。本当に同意が御本人の同意なのか、 これ、どうやって担保できるのか我々は様だ疑問 なんですが、大臣、これ、どうやって担保される ろでしょうか。

ました。 ○国務大臣(加藤勝信君) 本人同意のお話があり

けであります。どもとしても厳しく指導するということになるわびするような行為があった場合、これは当然、私が決議をされているのにもかかわらず、これに違けでありますから、労働者の不利益取扱いの禁止に、労働者に対する不利益取扱いの禁止についてます、同意については、もう委員御承知のよう

承知のとおりであります。 書面等によることにしていることは、もう委員御それからまた、この同意については、もちろん

また、不利益取扱いを受けたという本人の相談

いうふうに考えているところであります。 験しい監督指導等をしっかりと行っていきたいとをして、そして、そうて、そうした不適切な運用があればし、不適切な運用がないか、これをしっかり確認 通じて制度の運用気態についてしっかり把握を 上げているわけでありますから、そうしたことを てについて監督指導を行うことをこの場でも申し はもとより、当面決議の届出があった事業場の全

なしなら、これ、実効性は担保できません。 指導する、でも、結局繰り返しやってもおとがめです。ここがやっぱり問題、課題で、指導する、れないというのも、これ法制局が答弁したとおり用が撤回させられるかというと、法的にはさせらても、それをもって、じゃ、直ちに高ブロから過なりです。その違反をもって、何らかあったとした、でも、指導しかできない、これも指摘したとして福通宏書 重ねて、大臣、監督指導と言われ

ないというふうに我々は思います。いう温用をこれ是非やっていただかなければいけ他わせないんだというぐらいの対応をする、そういうことがやるような事業者については高プロは厳しく指導する、でも、やっぱり繰り返しそう

で是非それやってください。

で是非それやってください。

していただける人でしょうね。これ、大臣の責任

か、脅しとかすかしとかなかったのか、これ確認

同意があったのか、不利益取扱いがなかったの

働者に、本当に同意があったのか、ちゃんとした

も意味がありません。当然、個々の同意をした労労しての

事業主側からだけやりましたかととアリングして

にます。大臣、重ねて監督指導入られるときに、

相談に基づいた監督指導というのもあるんだと思

相談に基づいた監督指導というのもあるんだと思

横のこの同意についても、これは、やはりこの高ていく必要があると思いますけれども、委員御指やっていくのか、これはこれからしっかりと詰め指導に当たって具体的にどういうやり方でどう監督指導を行うということでありますから、監督な、この高プロが導入した全ての事業所について○国務大臣(加藤器信書) 先ほど申し上げまし

か、その辺も含めて、よく検討させていただきたか、その辺も含めて、よく検討させていただきたります。それ以外にもどういうやり方があるのそれから、実際に働いている方にも聞く必要があると思います。同意をどういうふうにして確認をしていくのか、プロ制度の大事なポイントでありますから、その

す。これ、是非、大臣、その決意でやってくださきなくても、ビックアップしてできると思いま員が望ましいと思います。ただ、なかなか全員でちゃんと労働基準監督官がヒアリングをする、全○石橋通宏者 ここは、是非、個々の労働者に

答弁いただきました。 蜃労働制と同じようなことを検討すると、これは だけじゃ駄目だろうから、それは定期的に今の栽 報告義務、これも、いや、大か月後に一回やった 各弁いただいたと思いますが、例えば大か月後の それから、前回の實験で、これは前進的に一つ

なんです。大臣、そのことも検討いただけません なんです。大臣、そのことも検討いただけません ていただきたい。それによって実態が分かるはず事実も、これ六か月ごとの報告の中に是非含ませはずなので、若しくは撤回があれば撤回があった 同意しなかった事例、これは何らかの理由がある 是非、最初の届出のときもそうですが、本人が

さを考えております。 意味で、六か月ごとに報告を徴収しようというこる程度うかがい知ることができます。そういった後の六か月ごとにおいてその実際というものがあら、もう姿員御承知のように、したがって、そのたときはまだものがスタートしておりませんかくときはまだものがスタートしておりませんか

労働者の数、これは裁量労働制でもそうでありまは、同意した者の数、すなわち制度が運用されたれども、健康確保措置の実施状況の報告においてとは具体的に今言っているわけではありませんけ不同意、これが届出の際にその数を報告させるこその中ででありますけれども、労働者の同意、

### 2. 新旧賃金の差

### (4) これまでのサンブル入れ替えにおける賃金の新旧差の要因分解

- 過去においては、サンブル入れ替えの寄与が占める割合が大きくなっているが、 今回は、ローテーション・サンブリングの採用により、「サンブル入替えの寄与」 が大幅に縮小。
- 一方、今回のベンチマーク更新による寄与は、過去に比べて大きくなっている。 これには、ベンチマーク更新が6年ぶりと更新の間隔が長めであったことが影響した可能性。

### きまって支給する給与の入替え前後の集計結果の差について (調査産業計)

(常用労働者5人以上)

(傾位 円)

	30人以上の調査 対象事業所の入 ೆまた式	新(入替元後)	旧(入僧児前)	新招差 (入朝元後	入務えによる寄与 (試算)	ペンチマークの更新に よる高与 (試算)
平成19年1月		266,474	269,005	-2,531	-2,531	
平成21年1月		262,147	265,494	-3,347	-2,163	-1,184
平成24年1月	総入替允	259,230	260,000	-770	-1,261	491
平成27年1月		256,660	259,592	-2,932	-2,932	
平成30年1月	即分入研究	260,186	258,100	2,086	295	1,791

### 3. 「継続標本(共通事業所)による前年同月比」の参考提供

### (1) 「毎月勤労統計」における賃金の水準・変化率の捉え方

■「毎月勤労統計」では、標本交替やウエイト更新時に、新旧指数をそのまま接続しているため、賃金水準やその変化率に一定の断層が生じている。この点に関して統計委員会は「『労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していく』ことが適切」としているところ。

### 平成28年3月24日第4回経済財政諮問会議議事要旨(西村統計委員会委員長発言抜粋)

また、景気指標として多数の人々が実感するのは、自分の事業所の平均賃金が上がったのか、自分の企業の投資が増加したのかである。つまり同じ事業所の平均賃金の変化、同じ企業の投資の変化になる。これに対応しているのは、サンブルを継続して調べている継続サンブルによる指標であるので、景気を表わす統計としては、統一的に参考の指標として提示するということをしていきたい。

※本系列(全サンブルを対象)と参考 の指標の系列(共通事業所を対象) のそれぞれに対して、水準(賃金 額・指数)と変化率(前年同月比) がある(右図)。

	水準 (賃金額・指数)	変化率 (前年同月比)
本系列	0	0
参考の指標の系列	△ (賃金額のみ)	0

### 3. 「継続標本(共通事業所)による前年同月比」の参考提供

すなわち、

- ① 労働者全体の賃金の水準は「本系列」(新指数)を重視していく
- 新指数における賃金水準は、標本交替やウエイト更新の実施により、最も精度が高くなっている。そのため、賃金の水準は「本系列」を重視していく。
- (2) 景気指標としての賃金変化率は、「継続標本(共通事業所)による前年同月比上を重視していく
- 本系列の前年同月比などの賃金変化率では、平成30年においては比較の対象となる1年前の賃金水準が、古い標本とウエイトに基づいたものであるため、一定の断層が含まれる (前年同月比では、上記断層の影響が1年間継続する)。
- 一方、同じ事業所を調べている「継続標本(共通事業所)による前年同月比」は、断層の 影響を回避できる。また、景気指標として多数の人々が実感するのは、同一事業所の平均 賃金の変化である。そのため、賃金変化率に高い関心を持つユーザーは、これを重視して いく。
- p 厚生労働省では、統計委員会の考え方を踏まえて、前年ならびに当年において「継続して 調査された共通事業所(継続標本)による前年同月比」を参考提供している。(継続標本 の水準についても、今後提供予定としている。)

### 3. 「継続標本(共通事業所)による前年同月比」の参考提供

(2) 継続標本(共通事業所)による前年同月比: 概要と特徴

① 概 要

事項	説明
集計対象	「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象 事業所(共通事業所)
標本数	第一種事業所の2分の1 (2020年からは3分の2) 第二種事業所の3分の1
ウエイト	当月も前年同月いずれも、「当月の母集団労働者数」で集計
集計業種	調査産業計
集計項目	現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与
作成系列	前年同月比
作成時期	平成29年1月~

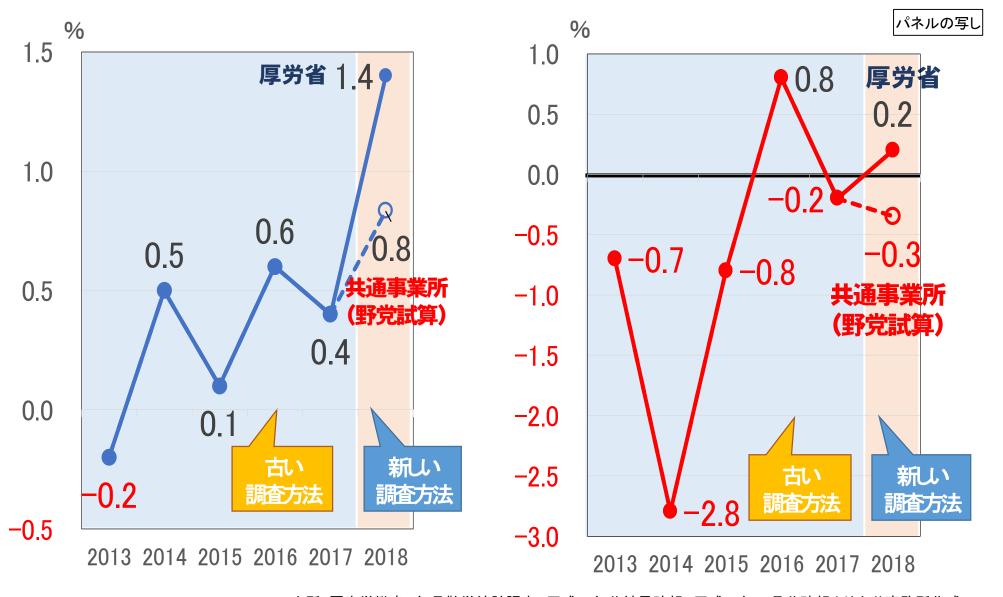
② 特 徵

メリット	デメリット	
継続標本による前年同月比は、標本 交替やウエイト変更による断層を回 避できる。 賃金変化率を捉えやすい。	<ul><li>継続標本は、新設事業所の影響が 反映されていない(標本に偏りがある)</li><li>標本数が小さくなるため、標本誤差が 大きくなる。</li></ul>	

出所:厚生労働省「毎月勤労統計:賃金データの見方」

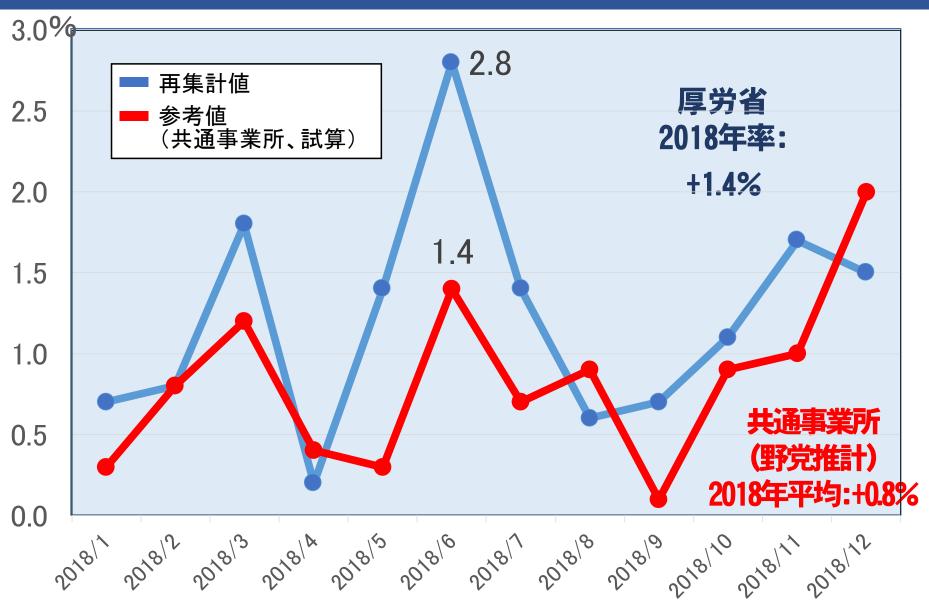
### 名目賃金の推移

### 実質賃金の推移



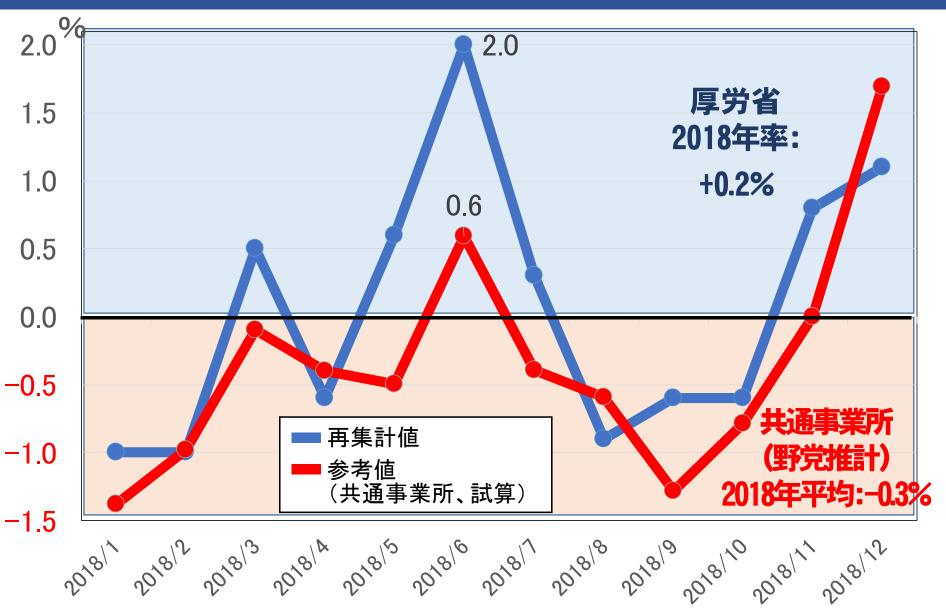
出所:厚生労働省 毎月勤労統計調査 平成30年分結果確報、平成30年12月分確報より山井事務所作成

### 名目賃金の伸び率(前年比)



出所:厚生労働省 毎月勤労統計調査 平成30年12月分結果確報より山井事務所作成

### 実質賃金の伸び率(前年比)



出所:厚生労働省 毎月勤労統計調査 平成30年12月分結果確報より山井事務所作成

### 調査方法の変更により名目賃金は+0.8%の段差

### 2018年1月の調査方法の変更

復元 (東京の大企業1000社分) **+0.3%** (782円)

修正済み

サンプル入替え

+0.1% (337円)

未修正

ベンチマーク更新 (企業規模構成の見直し)

**+0.4%** (967円) +0.5% 段差の

合計 +0.8%(2086円)の段差が発生

出所:厚生労働省提供資料より山井事務所 作成

### 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等 の一部を改正する法律案の概要

### 改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

### 改正の概要

- 1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(高確法)、船員保険法】
- ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康 保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止(告知要求制限)する。
- 2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- 3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】
- ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備(審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等)を行う。 (DPCデータベースについても同様の規定を整備。)
- 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等 【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
- 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
- 5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化 【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
- (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
- (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
- 6. 審査支払機関の機能の強化 【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
- (1) 社会保険診療報酬支払基金(支払基金)について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
- (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する(支払基金・国保連共通)。
- (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する(支払基金・国保連共通)。
- 7. その他
- ・ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

### 施行期日

平成32年4月1日(ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は平成31年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は平成32年10月1日(一部の規定は平成34年4月1日)、5(2)及び7は公布日、6(1)は平成33年4月1日)

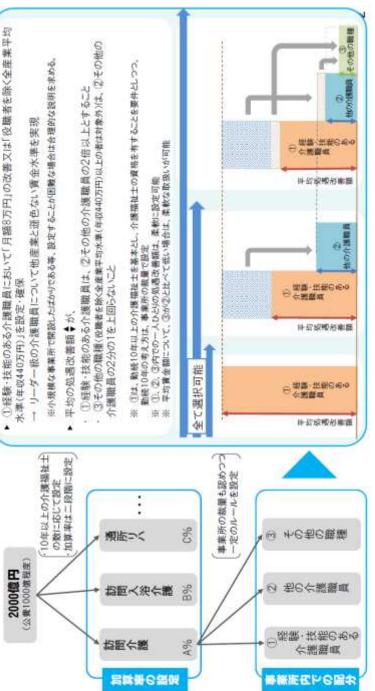
出所:厚生労働省資料

# シに基づく介護職員の更なる処遇改善 新しい経済政策パッケー

国費210億円程度

十貫報法 を進める 新しい経済政策パッケーツ(抜粋)

ス事業所にお 処遇改善を行う 小舗す 介護人材確保のための取組をより一層進めるため、<mark>経験・技能のある職員に重点化</mark>を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善を** 具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**業飲な運用を認めること**を前提に、介護 ける動誘年数10年以上の介護福祉士について<mark>月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを尊定根拠</mark>に、公費1000億円程度を投

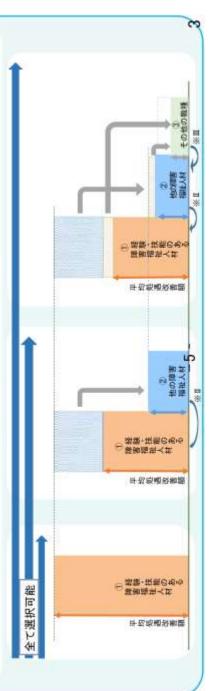


6日)資料 (2019年3月 生労働省介護給付費分科会 出所:厚

# 介護職員等特定処遇改善加算における事業所内配分ル 福祉

- ①経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が「役職者を除く全産業平均賃水準(単収440万円)」以上となる者を設定・確保すること。
- ついても廃業と議色ない賃金水準を実現 一級の障害福祉人材に
- 中 む の の 部 設 権 整 に し い た
- ー 2007年記録 開発します。これ ①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。 ③その他の職種(改善後の資金額が役職者を除く金産業平均買金水薬(年収440万円)を超えない場合に限る)は、②他の障害福祉人材の2分の1を
  - 回らないこと。 『動詞10年以上の小護福壮士等、②動戯10年末期の介護福社士等及びその物の指袖・小護職員、③その物(①②以外)の職員

- (介護保険と同様の協奪点)
- 設定することが困難な場合は、会議的な説明を求める 発回機。 ・勤補10年の考え方は等業所の教皇で設定。 ・小規模な等業所で開設したはかりである等。
  - 各職員区分内での一人ひとyの犯罪改善徴は、業款に設定可能。 平均資金について、②が②と比べて核い場合は、素数な数扱いを可能とする
- 【蘇胺施祉サー※】 のごひ
- 日日
- 審議社サービス等の特性を設まえた特例】 (1)について、現行の指針・介質観象の過収者の政策が関節の対象業種のうち介質認は土、社会指は土、精神保強指は土、保育土のいずれかの資格を侵有する結晶、又は心理指導組当階級 (2)部の事節含む、サービス管理責任者、収度検達支援管理責任者、サービス技術責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤務10年以上の名を基本とする。(算定租部と回係) 経験の事節の言葉によっては指摘10年に対しては、10分割機については、事業所の裁算については、事業所の裁算について、 経験の言葉指比サービス等の卸立とに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に移るしている。20分割機について、事業所の裁量で記に含めることを可能とする。 (3)の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業率り賃金水準(年収440万円)以上の者は対象外とする。)



7日) 福祉関係主管課長会議資料(2019年3月 出所:厚生労働省

入国前は20万円と聞いていたが、実際は7~8万円。最賃割れ。失踪して最 賃以上の仕事へ。失踪理由は低賃金で「最賃以下」にはマークせず。 実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票

事件带号 パネル写し 案件区分 口身柄引取 口出頭車告 4-17 ①法24-適条 ロベトナム 口 その他( 国籍·地域 ロインドネシア ロフィリピン 性別 口女 最終在留實格 □ 技能実習1号□ 技能実習2号□ 技能実習3号 □ 特定活動(確設・透鉛・その他) □ 旧技能疾費1号 2 旧技能疾費2号 ※将定提動の「その機」は、短額章における投資資金を □ 労働時間が長い □ 低質金(最低質金以下) □ 暴力を受けた □ 帰国を強制された □ 指導が厳しい □ その他( 2年2月 入国後、失踪するまでの期間 送出し機関を知った経緯 口 雑族・加入紹介 ゆばか・ハッケーキット ロブローカー 口 その他( / 2 の方円(帰国後の返金が有る場合は、誰に 送出し機関に払った食額 口 減航旅費( □ 旅券·查証費用( 円) 円) 口 日本語隣習費( か月間・ □ 旁環・光熱費( 口 送出手敬料( 送出し機関以外に払った金額 書金の顕達方法 口 借入(借入先 口鏡族 口鏡行 口送出機関 口その他( 好自己資金 口その他( 借入金の返済方法・担保の有無 □ 帰国後返済(□ 一括 □ 分割(分割返済額月\_ □ 寒智期間中から返済(□ 一括 □ 分割(分割返済額月) 入国前の説明 口 同じ □ 脱明なし 奥智内容 月朝給与 入国前の説明 口 説明あり 円/月 円/月 給与から控除される金額(光熱費等) 円/月 説明者 口 説明なし 入国前の説明 ロ説明あり 時間/週 口 説明なし 13 説明あり 時間/選 説明者 必要反視否定首時は無難でも失論後に転労事実があれば言語の就労性を記載してください。 就労の有無 就労場所 就劳内容 □ 建設作業員 □ 媒体作業員 □ 工員 □ 農井県従事省 □ オステス等接事業 □ その他( 報應(日額換算) 口 6千円以下 口 7千円以下 口 1万円以下 口不定 失験後の住居 の製労先を斡旋した者について to tal 国籍-地域 口同国人 口日本人 口 その他( 斡旋者の有無 (口男 口女) 年齢 氏名(性別) 在留カード番号 口不明 接触回数 接触時期 口 失踪前 口央路後 口失踪前後而方 斡旋者との関係 口 知人(同僚含む) 口 インターネット(SNS等) 口競旅 口その他 斡旋手数料 m 斡旋者の働き掛け内容

入国前は15万円の説明が、実際は7万円で、週72時間労働(月120時間残業で過労 死ライン超え)。最賃割れなのに、低賃金にマークがなく、「暴力を受けた」が理由。776 実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票

パネルの写し

事件器号			르			The state of the s	1
案件区分	口摘角	口出頭中舎	 口身柄引取	女子の他		バネルコ	すし
適条	①法24-	480	②法24-	JE (40.12			
国籍·地域	口中間	ロベトナム	ロインドネシア	#50185	D 34	口その他(	
性別	加多	口女	M. TELLEY	po 2130-	H-23	4 (110)	
最終在爾資格		曼口技能率要2	号口 技能実習3号				
	口研修	□ 特定活動(	連般・連船・その他	<ul><li>() 口 日荘前楽音1</li></ul>	母 D 包括紫南亚	パネル	ഹ
の特別が取り 「その他」	は、影響度における神	放弃证法 .		職種名	建试的	イントン	<u> </u>
>失路 助例につ	VERNE EVE	A SWA A SWA	1000	STATE OF STREET			
原因・理由・目的	等口 低資金	口 低質金(契)	的實金以下)	口 低實金(最	低質盘以下)	口労働時間が	長い
※複数回答可		た口帰園を強制		口保証金, 波			
	口类器終了機	も稼働したい	口 指導が厳し	・ロその他(		)	
(国後,失踪する			约之年間				
<b>进出し機関に</b>	OF STREET, STR	LINE SHOWS	CAST PARK	E CONTRACTOR OF	20 TA 1 TA	APPENDING AND THE	N.
出し機関を知っ	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	D 被除·知人紹介	トロ 広告・インターネッ	トロブローカー	口その他(	)	OCT.
ericologies a service of			円(帰国後の返金		The second secon	. 646	
内配	口違統統費(	The state of the strate of the column of	Table 1	□ 放祭·查証	100000000000000000000000000000000000000	円)	
8128	口来費・光勢駅	17	9)	100000000000000000000000000000000000000	養( か月間・	1150	
	口 送出手数料	90 0A	1)	口 その他(名)		2	
出し機関以外に		80 00	**	円 内部		-52	
	211 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	nest mes	7 口送出機関 口			85365	m>
借入金の返済方	法・担保の有無		(ロー語 ロラ から返済(ロー)				
	V MAR	口 実管期間中 担保・保証人	から返済(ロー)	舌 口分割(5	计图形设置 月		
習内容	V MAR	口 実育規制中 担保・保証人	から返済(ロー)	舌 口分割(5		四 設務なし	
習内容 級結与		ロ 実育期間中 担保・保証人 タ ま型 約2万	から返済(ロ 一) - 入国前の説明 - 円/月	香 口分割(9 口 同じ	计图形设置 月	日))	al .
習内容 級結与 入回前の説明	# 15 prisonau	ロ 実管期間中 担保・保証人 タ 主型 第72人 新75人	から返済(ロ 一年 _ 入国前の説明 _ 円ノ月 _ 円ノ月	舌 口分割(5	计图形设置 月		
借入金の返済方 習内容 観結与 入霊前の説明 与から控除され	建 於 付 說明あり 6金額(光熱養等	ロ 実習期間中 担保・保証人 タ 字 2 別クイ 別グイ	から返済(ローギ - 入国前の説明 - 円/月 - 円/月 - 円/月	吾 口分割 (分 口間に 説明者	计图形设置 月	四 説明なし	
習内容 額給与 入面前の説明 与から控除され 入国前の説明	# 15 prisonau	日美智期間中 担保・保証人 あった。 あった。 あった。 あった。 あった。	から返済(ローキ - 入国前の説明 - 円/月 - 円/月 - 円/月 - 円/月	香 口分割(9 口 同じ	计图形设置 月	日))	
習内容 額結与 入面前の説明 与から控除され 入国前の説明 働時間	度 說明為 9 6金額(光熱養等 更 說明為 9	口奏管規制や担保・保証人 ・ 全を ・ 第277 ・ 第277 ・ 第277 ・ 第277 ・ 第277	から返済(ローキ - 入国前の説明 - 円/月 - 円/月 - 円/月 - 円/月 - 円/月 - 円/月	日 日 分割 (分割 (分割 (分割 (分割 (分割 (分割 (分割 (分割 (分割	计图形设置 月	四般明なし 回 説明なし	
習内容 額給与 入園前の説明 与から控除され 入国前の説明 働時間 入園前の説明	/ 使明あり ☆ 説明あり を 説明あり □ 説明あり	口奏管規制や担保・保証人 ・ 全を ・ 第27月 ・ 第25月 ・ 第25月 ・ 第25月 ・ 第25月 ・ 第25月 ・ 第25月 ・ 第25月	から返済(ローキ 人国前の説明 - 円/月 - 円/月 - 円/月 - 円/月 - 時間/週	音 口分割 (3 口間に 説明者 説明者	計画返済領 月_	四般明なし 回説明なし 回説明なし 回説明なし	
習内容 競給与 入国前の説明 与から控験される 人国前の説明 動時間 入園前の説明	度 (別期あり を 説明あり を 説明あり ロ 説明あり	口奏管規制や担保・保証人 ・ 全型 ・ おりかん ・ おりがん ・ カンと ・ おりがん ・ カンと ・ おりがん	から返済(ローキ - 入国前の説明 - 円/月 - 円/月 - 円/月 - 円/月 - 円/月 - 円/月	音 口分割 (3 口間に 説明者 説明者	計画返済領 月_	四般明なし 回説明なし 回説明なし 回説明なし	
習内容 競給与 入国前の説明 与いら控験される 人国前の説明 動時間 入国前の説明 のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは	/ 使明あり ☆ 説明あり を 説明あり □ 説明あり	口奏管規制や担保・保証人 ・ 全を ・ 第27月 ・ 第25月 ・ 第25月 ・ 第25月 ・ 第25月 ・ 第25月 ・ 第25月 ・ 第25月	から返済(ローキ 人国前の説明 - 円/月 - 円/月 - 円/月 - 円/月 - 時間/週	音 口分割 (3 口間に 説明者 説明者	計画返済領 月_ が異なる	四別の日間の日間の日間の日間の日間の日間の日間の日間の日間の日間の日間の日間の日間の	
習内容 競給与 入国前の説明 与国前の説明 動時間の説明 動画前の説明 労場所	/ 使明あり 6金額(光熱費等 / 説明あり □ 説明あり □ 説明あり	日美智期間中担保・保証人 ・ ター・ ター・ ター・ ター・ ター・ ター・ ター・ ター・ ター・ ター	から返済(ローネース国前の説明 円 一円 一	音 口分割 (3 口間に 説明者 説明者 説明者 込みば世近の記	予報返済領月_ → 類なる	四別等なし 回説明なし 回説明なし 回説明なし の説明なし の説明なし の説明なし	
習内容 観結与 入場前の説明 各国前の説明 各国前の説明 動時間の説明 労場所 労場所 労内容	が説明あり 6金額(光熱費等 が説明あり ロ説明あり ロ 説明あり	ロ 実育期間中 担保・保証人 ・ タンクル ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	から返済(ロー 入国前の説明 円/月月 円/月月 円/月 円/月 両間間/通 ロエ員	日 □ 分割 (3 □ 同じ ・ 投明者 ・ 説明者 ・ 説明者 ・ 説明者 ・ こまれま世紀の記	予報返済領月_ → 類なる	四別等なし 回説明なし 回説明なし 回説明なし の説明なし の説明なし の説明なし	
習内容 一部である では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	が説明あり 6金額(光熱費等 が説明あり ロ説明あり ロ 説明あり	ロ 実育期間中 担保・保証人 ・ タンクル ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	から返済(ローネース国前の説明 円 一円 一	日 □ 分割 (3 □ 同じ ・ 投明者 ・ 説明者 ・ 説明者 ・ 説明者 ・ こまれま世紀の記	予報返済領月_ 少典なる  - 不定 - ロ ホステス等後	四別等なし 回説明なし 回説明なし 回説明なし の説明なし の説明なし の説明なし	
習内容 一部では 一部では 一部では 一部では 一部では 一部では 一部でする 一述でする 一述で 一述で 一述で 一述で 一述で 一述で 一述で	が説明あり 6金額(光熱費等 が説明あり ロ説明あり ロ 説明あり ロ あり ロ 建設作業員 ロ 5千円以下	ロ 実育期間中 担保・保証人 ・ タンクル ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	から返済(ロー 入国前の説明 円/月月 円/月月 円/月 円/月 両間間/通 ロエ員	日 □ 分割 (3 □ 同じ ・ 投明者 ・ 説明者 ・ 説明者 ・ 説明者 ・ こまれま世紀の記	予報返済領月_ → 類なる	四別等なし 回説明なし 回説明なし 回説明なし の説明なし の説明なし の説明なし	al .
習典内容 一個	が説明あり を競(光熱費等 が説明あり ロ説明あり ロ説明あり ロあり ロ 雑設作業員 ロ 5千円以下	□ 奏響期間中 担保・保証人 9 まま ありた からん からん からん からん からなし ロ 解体作業員 ロ 7千円以下	から返済(ロー 入国前の説明 円/月 円/月 円/月 円/月 時間 四 ロ エ 員 ロ エ 日 エ 日 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の	日 □ 分割 (3 □ 同じ ・ 投明者 ・ 説明者 ・ 説明者 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	予報返済領月_ が異なる  「	四別等なし 回説明なし 回説明なし 回説明なし の説明なし の説明なし の説明なし でおる。 の不明 まま □ その他(	
習内容 報知 内容 明 内容	が説明あり 6金額(光熱費等 が説明あり ロ説明あり ロ 説明あり ロ あり ロ 建設作業員 ロ 5千円以下	ロ 実育期間中 担保・保証人 ・ タンクル ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	から返済(ロー 入国前の説明 円/月月 円/月月 円/月 円/月 両間間/通 ロエ員	日 □ 分割 (3 □ 同じ ・ 投明者 ・ 説明者 ・ 説明者 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	会議議領月_ の異なる - 不定 - 中ステス等等	四別等なし	
習内容 観点 日本	が説明あり を競(光熱費等 が説明あり ロ説明あり ロ説明あり ロあり ロ 雑設作業員 ロ 5千円以下	□ 奏響期間中 担保・保証人 9 まま ありた からん からん からん からん からなし ロ 解体作業員 ロ 7千円以下	から返済(ロー 入国前の説明 円/月月 円/月月 円/月月 四間間/通 ロ エ 員 以下 国籍・地域	日 □ 分割 (3 □ 同じ ・ 投明者 ・ 説明者 ・ 説明者 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	予報返済領月_ が異なる  「	四別等なし	
を習過程を の存 を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	が説明あり 6金額(光熱養等 が説明あり ロ説明あり ロあり ロあり ロカリロカー	ロ 実 書 期間中 担保・保証人 ター 実 型 第 ク カー	から返済(ロー・ 入国前の機明 内川 月月 円 月月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	会議議領月_ の	四))  □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ でもの他(	
習 (	が説明あり る金額(光熱養等 説明あり 口説明あり 口あり 口あり 口ま千円以下	□ 実管期間中 担保・保証人 第2 2 3 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	から返済(ローイ 入国前の機明 内国月月 円八月月 円円月月月 四両 四面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	会議議員月 の集なる  「本次年本人 ロー・  「中本人 ロー・	四別)  □ 説明なし  □ 説明なし  □ 説明なし  □ 説明なし  □ 花の他(  「 年齢	
習得を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	が説明あり 6金額(光熱養等 が説明あり ロ説明あり ロあり ロあり ロカリロカー	□ 実管期間中 担保・保証人 第2 2 3 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	から返済(ロー・ 入国前の機明 内川 月月 円 月月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	会議議領月_ の	四))  □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ でもの他(	

出所:法務委員長室における聴取票閲覧により山井が書き取ったもの

週 100 時間労働は、月 240 時間残業で過労死ライン超え。最賃割れ。失踪理由は低賃金で「最賃以下」にはマークせず。

No. 44, 444, 575	G		SISSISSISSIS	<b>公主经历经</b>		and Market P.	
事件書号 案件区分	口搶発	西出頭申告	等 □ 身柄引取	T 105		را	パネルの
条件区分 適条	① 無元	ゲーロ	(Z):24-	口での他		Ľ	1-1-7007
和本 国籍・地域	□ 中国	ロベトナム	and the second second second second	ロ フィリピン	-	口子亦能	
性別	世界	日女	解コンドヤン		U 34	LI TO VOTE	
ェの B終在留資格	100000	100	2号口 技能実習3	ai.	1.00		
SCHOOL IN SECTIO	口研修			で (1) ロ 旧技能実施でき	b manage	8	
WHERE I COS.	14. 新製菓工作が名称	A. C.	ACCUSE MENO C -7 E	職種名	畜產機		
<b>33.55</b>	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE		Section 10	u de la company		CALLES AND	AT AS A DAY
Charles on Franchischer	等口证资金	□ 低資金(報	約貫金以下)	□ 任實会(最佳	(不以合實)	口勞働時	間が長い
複数回答可		たロ機関を強き	And the second s	口保証金、液料		- NA 94001	(Injury July)
Market Land			口 指導が厳し		ALL THE THE TANK		)
国後、失踪する			年8%A				25
<b>提出</b> L R R	THE RESIDENCE AND ADDRESS OF THE PERSON NAMED IN	THE RESIDENCE OF		STATE OF THE STATE		STATE OF THE PARTY.	
出し機関を知っ	MANUFACTURE PROPERTY.	<b>的原体-包入机</b>	介 口 広告・ベンターホ	☆ □ブローカー	口子の他(	1	ALCOHOLD STATE
出し機関に払っ		355		会が有る場合は、誰		LIKE	
内訳	口 波航船費(		9)	口 旅券·查証費		~	(F)
PTOL	口奈貴・光熱量	722	円)	口日本語牌習		(Z ==	P)
	口送出手数料		H)	口 その他(名目		1 Lot	P)
出し機関以外に			us.	日 内駅		,	
	THE RESERVE OF THE PARTY OF THE	Dante Cas	行 口送出機関 (		/ 借入額		円)
室切碗塘刀瓜	と自己資金		□ その他(	D'EWHA!	NAME .		
	NO DESCRIPTION		THE COURT				
B140781	rst. IB B or trib	口格图数据数	7 m - H m	OSE /公司写读明		60335	
借入金の返済力	が法・組保の有無			分割 (分割返済報	[ A	円))	
借入金の返済力	7法・無保の有無	口 実習期間中		分割(分割返済者 括 口分割(分	月 制返済額 月	四))	))
借入金の返済力	が法・担保の有無	口 実習期間中 担保·保証人			月	四))	))
10年11年11日		□ 実習期間中 担保・保証人	から返済(ロー	括 口分割(分	制返済額 月	H	AV 25559
化扩张的表示 量为每	法・組録の有無	口 実習期間中 担保・保証人	から返済(ロー	括 口分割(分	日_ 制返済額 月 □ 異なる	円() 円 口 説明な	AV 25559
化力化的 都办 留内容 额给与	直左.	口美智期間中 担保·保証人	から返済(ロ ー 入国前の説明 円/月	括 口分割(分	制返済額 月	田 説明な	
電力を 電力容 組給与 入国前の説明	直左  超明あり	□ 実習期間中 担保・保証人 場実 10万	から返済(ロー 入国前の説明 円/月 円/月	括 口分割(分	制返済額 月	H	
電内容 個内容 観結与 入屋前の説明 与から控除され	直座   位 数明あり   る会類(光熱異等	□ 実智期間中 担保・保証人 売業 10万	から返済(ロー 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月	語 口分割(分 及) 向に 股明者	制返済額 月	□ 股際な □ 股際な	L L
留内容 個給与 入屋前の説明 与から控除され 入国前の説明	直座   位 数明あり   る会類(光熱異等	□ 実習期間中 担保・保証人 場実 10万	から返済(ロー 入国前の説明 円/月 円/月 円/月 円/月	括 口分割(分	制返済額 月	田 説明な	L L
審内容 額給与 入屋前の脱明 与から控除され 入国前の脱明	が 説明あり る会額(光熱養等 口説明あり	口支管期間中 担保·保証人 20万 10万 70万	から返済(ロー 入国前の説明 円/月 円/月 円/月 円/月	程 口分割(分) 以可能 股明者 世期者	制返済額 月	□ 数明な □ 数明な □ 数明な	L L
審決 審内容 網絡与 入価前の説明 与から控除され 入助時間 入助時間 入助時間	が明あり る会額(光熱費等 ロ 説明あり	日美智期間中担保・保証人 基準・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	から返済(ロー 入国前の説明 円/月 円/月 円/月 円/別 時間/週 時間/週	据 口分割(分) 2 同比 股明者 股明者	割返済額 月	・ 円 □ 数明な □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □	L L
審内容 審内容 額給与 入型前の説明 与から控除され 動時間 人国前の説明 人国前の説明	を が が が が が が が が が が が が が	日美智期間は 担保・保証人 が か か か か か の の の の の の の の の の の の の の	から返済(ロー 入国前の説明 円/月 円/月 円/月 円/別 時間/週 時間/週	程 口分割(分) 以可能 股明者 世期者	割返済額 月	・ 円 □ 数明な □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □ 数 □	L L
審内容 審内容 額給与 利曲前の説明 与から控除され 動時間 入間前の説明 大国前の説明 大国前の説明 大国前の説明 大国前の説明 大国前の説明	が明あり る会額(光熱費等 ロ 説明あり	日美智期間中担保・保証人 基準・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	から返済(ロー 入国前の説明 円/月 円/月 円/月 円/別 時間/週 時間/週	祖 口分割(分) 及间に 股明者 受明者	制返済部 月	四 製明な 型 説明な 型 説明な 型 説明な ご 説明な ご 説明な ご 説明な ご 説明な ご 説明な こ 説明な こ 説明な こ 説明な こ に	L L
電内容 個格与 制能 の が明 の がら が の が明 の が の が明 の が の が明 の が の が明 の が の が の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	が 説明あり る会報(光熱養等 口説明あり が 説明あり が あり	□美智期間は 担保・保証人 あり、 子の月 「000 日日1年300 日本し	から返済(ロー 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円川ノ月 時間ノ週 時間ノ週	祖 口分割(分 放明者 放明者 数明者	制返済部 月 □ 異なる 労免を記載してく	□ 数明な	
電子 電子 電子 電子 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	が 対 が が が が が が が が が が が が が	□ 実習期間は 担保・保証人 ・	から返済(ロー 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月 時間/週 時間/週	括 □分割(分 放明者 放明者 以明者	制返済部 月 □ 異なる 労免を記載してく	□ 数明な	
留内容 留格与 動体与の触明 力力の前的 動体調 動体調 動体調 動体調 動体 動体 動体 動体 動体 動体 動体 動体 動体 動体 動体 動体 動体	が 対 が が が が が が が が が が が が が	□ 実習期間は 担保・保証人 ・	から返済(ロー 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円川ノ月 時間ノ週 時間ノ週	括 □分割(分 放明者 放明者 以明者	制返済部 月 □ 異なる □ 不定 □ ホステスを出来る	□ 股明な □ 股明な □ 脱明な	
留内容 留 内容 弱 内容 が 内容 が 内の は いっと の は いっと の に に いっと の に いっと の に いっと の に いっと の に いっと	が明あり る会報(光熱要等 口説明あり が説明あり があり ごき設作業員 口5千円以下	□ 実習期間は 担保・保証人 ・	から返済(ロー 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月 時間/週 時間/週	括 □分割(分 放明者 放明者 以明者	制返済部 月 □ 異なる 労免を記載してく	□ 股明な □ 股明な □ 脱明な	
留内容 留納場 一切 一切 一切 一切 一切 一切 一切 一切	が 対 が が が が が が が が が が が が が	□ 実習期間は 担保・保証人 ・	から返済(ロー 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円川ノ月 時間ノ週 時間ノ週	接 口分割(分 放明者 説明者 説明者 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	制返済部 月 □ 異なる □ 不定 □ 不定	□ 数明な □ 表明 □ その他	
留外容 留納 与 一	が明あり る会報(光熱要等 口説明あり が説明あり があり ごき設作業員 口5千円以下	□ 実習期間は 担保・保証人 ・	から返済(ロー 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円川ノ月 時間ノ週 時間ノ週	括 □分割(分 放明者 放明者 以明者	制返済部 月 □ 異なる □ 不定 □ ホステス等出来を □ 日本人	□ 数明な □ 元 の 値	
留内容 個内容 個名与の放明 の動物の のの の動物の のの のの のの のの のの のの のの のの のの	が 対 が が が が が が が が が が が が が	□ 実習期間は 担保・保証人 ・	から返済(ロー 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円円/月 時間/週 時間/週 ロ 1万円以下	接 口分割(分 放明者 説明者 説明者 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	制返済部 月 □ 異なる □ 不定 □ 不定	□ 数明な □ 元 の 値	
留内容 個内容 個名与の放明 の動物の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の	が 対 が が が が が が が が が が が が が	□ 実習期間は 担保・保証人 ・	から返済(ロー 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円円/月 時間に 一 一 一 一 一 一 の に に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	祖 口分割(分) 提明者 提明者 提明者 即者 即 是并未是平者 口 1万円以上	制返済部 月 □ 異なる □ 不定 □ ホステス等出車を □ 日本人 (□ 男 □ 女)	□ 数明な □ 元 の 値	
留	が説明あり る会報(光熱要等 口説明あり があり ご 建設作業員 口 5千円以下 こ あり	□ 実習期間は 担保・保証人 1900 1000	から返済(ロー 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円円/月 時間に 一 一 一 一 一 一 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の の に の に の の に の の に の の に の の の の の の の の の の の の の	括 口分割(分 放明者 説明者 説明者 こ 1万円以上	制返済部 月 □ 異なる □ 不定 □ ホステス等出車を □ 不定 □ 日本人 (□ 男 □ 女) 接触回数	□ 数明な □ その他 □ その他 □ その他	
留	が 対 が が が が が が が が が が が が が	□ 実習期間は 担保・保証人 1900 1000	から返済(ロー 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円円/月 時間に 一 一 一 一 一 一 の に に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	接 口分割(分 放明者 説明者 説明者 こ 1万円以上	制返済部 月 □ 異なる □ 不定 □ ホステス等出車を □ 日本人 (□ 男 □ 女)	□ 数明な □ 元 の 値	

出所:法務委員長室における聴取票閲覧により山井が書き取ったもの

実習実施機関から失踪した技能実習生に係る聴取票

〇容児者について		
事件證号		
案件区分		
遠条		
圖籍-地域		
性別		
<b>最終在開資格</b>		
NWR流動の (その前) は、注触家における特別高安全		
○失踪動機について		
原因·現由·目的等		
入国後、失踪するまでの期間		
◇巡出し機関について		
送出し機関を知った経緯		
送出し機関に払った金額		
内积		
4.		
送出し機関以外に払った金額		
資金の調達方法		
借入金の返済方法・担保の有無		
28.00	· 伴肛人	
心 受容実施援器について	Water State of the	
奥智内容 ·		
月朝給与		
入国館の説明		
給与から控除される金額(光熱費等)		
入園前の説明		
労働時間		
入国前の説明		
	振到でも失踪後に就労衛閥があれば直延の就労免を記載してください。	
就労の有無・		
<b>就勞場所</b>		
就労内容		
報酬(日額換算)		
失踪後の住居		
◇飲労先を斡旋した者について		
斡旋者の有無		
氏名(性別)		
在個カード番号		
接角的時期		
斡旋者との関係		
斡旋手数料 .		
	の紹介者について特取した場合は、人定等を記録)	
	13 ** Chart - 3**	

出所:山井事務所からの請求により行政文書開示された法務省資料

た法律の効果もみえない

▼社会面==日立、9人解雇 改善を図るために施行され

人権侵害などが絶えず

### 実習生 、低賃金に不満

ヒアリング

労働者の受け入れを拡 **介る人物法改正案の** の無限はり目、 立憲国主党を教党 技能実習 外軍人 改正案で受け入れ拡大不満が続出。政府は同

を目指すが、野党は実改に案で受け入れ拡大 習生の実態究明や特遇

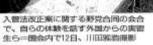
えない」と証言。ま

野党、待遇改善が先 (33)は「休臓が悪くて 害 90 職が たない む大坂荻子弁護士は 者と呼ばれている」と 適び出した人も「実際 らの支援活動に取り 「実置生は自発的な転 実習生失踪も後を絶 仕事がきつ過ぎて 國民民主党の山 切許されてい 。外国人労働者

「外国人の権利を守る 仕組みづくりを優先す べきだ」と求めた。 在 を示す 果は提供方法を検討す 側は「失踪者の調査結 実習生の実態調査結果 裁督担当者のに対 野党は、 よう要求。

り得ない」と強調した。 人数に加え、失踪した 新たな在留價格で受け 払いな、日本人ならあ へれる労働者の見込み 同席した法

井和町氏は「残霊代本 などと述べるにと 回省



### った。実際生からは低 顕金や長時間労働への 生を対象とした合同ヒ 閣議に向け、 リングを国会内で行 た。カンボジア人女性 だと追及する方針だ。 改善を優先させるべき 人の実習生が参加し ヒアリングには約20 作 業 生からは「午前8時半からに「午前8時半上かった」「残業代は時かった」「残業代は時かないた」な 制 鹃。

どめた。

「青木純」

る

# 残 業

静岡県の製紙工場での生活 つるは腰を拭い

上司から仕 、日本語で

中国人女性の史職職さん

法改正案を巡り、 事故、除染作業など、過酷な実態を摂ながら 担当者らに窮状を吐露した。パワハラや労災 日、野党の求めで国会に呼ばれ、関係省庁の に断えた。(小野沢健木)-日立勢人解魔の面 外国人労働者受け 外国人技能実習生らが八 人れを拡大する

した。仕事を頑張っても認一させてもらえない」 「職場でいじめに遭いま」めてもらえない 残業も

学

モンゴルの実習生士

ベトナム、

カンボ

労

場で働いた中国人男性の六人。岐阜県の段ポール

な専門人材に限っていた政 成立を目指している。高度 管離民法改正案の臨時国会 め、在留雲格を新設する人 労働者受け入れ拡大のた 関望を受け、 入管法改正案「拙速」批判強く 継を受け、政府は外国人人手不足に悩む経済界の ている。 日の衆院護議入りを目指し

験を踏す史耀華さん後ら外隅人技能実験生=8日、田会で

外国人労働者受け入れを巡る問題で禁かれた野党合同ヒアリングで、自身の体

就労を可能とする。 二日に 雨を転換、緑純労働分野の を目指すが外国人労働者の る声のほか、 本人雇用への影響を懸念す 「拙速」の批判は強い。日かになっておらず「生素え」 受け入れ業種や規模は明ら 政府は来年四月一日施行 外国人を使い

入链難民 党聞き取り

る中国、 働組合などに相談して す」と力ない声で話した。 り自殺を図った。 事を与えられず、配置転換 を振り返った。 つ病の治療を受けてい の願いも無視され、 この日招かれたのは、

一

ð 忠

飛び韓

問題点も挙げられている。 ある。 が、やってきたのは人間だれわれは労働者を求めた 示すため、技能実習生が国 時間労働や賃金不払いに苦 った」という作家の言葉が 会に招かれた。(他田悌一) しむ外国人労働者の実情を 移民国家スイスでは この日は 遺法な長

# 深夜まで 働 時給

130

δę

は閣議決定し、

与党が十三

勝手の良い労働力とみなす

### 収正案の国会響議が来週にも始まる。 外国人労働者の受け入れ拡大をめざす出入国管理法 技能実習の課題残し 改正案審議 外国人技能集習 た」と訴えた。

也

うちら人が転替した。

響適下化法で

府は昨年11月20行の技能実 単純労働者として扱われる されるが、実態は低質金の 腎制度は国際貢献が目的と

スが多いとされる。

政

除した実習生が18年上半期

にした。過去最多だった昨

たと明らか れ先から失

員会で、

受ける

司法相は1日の衆院予算委督を強めた。だが、山下貴

する政府に対し、野党が追及を強めている。実習生へ制度の課題を残したまま、新制度の議論を進めようと

図った」。静資県の氏印しビルから飛び降りて自殺を 時から深夜の時まで働い 代の中国人女性も 阜県の縄製工場で働いた50個人女性は誤声だった。蚊 会社で働い った。異動もできず会社の パワハラといじめに遭 いていた30代の中。静岡県の紙加工 子前8

額以下の)300円だって、時給は(最低賃金の学 4000

時部分、国会内、岩下穀場野鹿いを述べた後、運を拭う技能思いを述べた後、運を拭う技能

労働法令違反があった 技能実習生受け入れ企業 5000 (カ肝) の事業場数 3000 2000 1000 B000 その他 技能実習生の 失踪数 7000 インドネシア - ミャンマー - カンポシア 6000 22/ 5000 4000 3000 2000 14 15 16

政府が来年4月の導入を目に関する合同ヒアリング。 保護された実習生18人を招 環境に耐えかね、支援者に るためとして、過酷な労働れている実習生の実態を知 技能」に移ることが想定さ 指す新たな在留資格「特定 8日に野党が開いた法案

先にすべきだとい 議員から実習制度の検証を能」の導入について、野党 新しい在閣資格「特定技 安倍置三首相はこれに対 了日の参院予算委では、 **う指摘が** 

留でご指摘頂いたところの 答弁。山下法相も「技能実 関をしっかり継保する」と 実際、入管法の改正案でつくる」と応じた。 だが、 まったく同じ規定だ れ企業に義務づけて 反省に立って新 い制度を

轍を踏みかねないと危ぶ 由人権協会の旗手明選事 れ企業に義務づけている。 同等以上の報酬」を受け入 働く外国人には「日本人と は、量低資金以下での労働 技能実習制度に詳しい 特定技能の資格を得て これは技能実習生と

果たしてい も根強い 実習制度では実習生の受 八れ窓口となる監理団体 4

は問題の拡大につながるの 今回の改正案 という意見 郎

### 新在留資格よ り検 証を

野党

98年に始まった実 おいては日本人と同等の報し「新たな受け入れ制度に への罰則を設け け、実習の監人権侵害行為 年のベースを上回る t

億で明示しないと、 「報酬額を客観的な数 精制は

民間団体を想定するが、民人を支える登録支援機関にも、特定技能「1号」の外国 日本労働弁護団の強一がある。 政府の姿勢を「このままで 間任せだけでは同じ問題を 人権侵害の歯止め役を

### 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果 概要 失踪事案に関する調査

### (1) 調査対象

平成29年1月~平成30年9月に不法残留等により入国警備官の聴取を受けて聴取票が作成された失踪技能実習生5,218人に係る実習実施機関4,280機関につき、調査実施。

### (2) 調査実施状況

- ①実地調査 1,555機関 (失踪技能実習生2,025人分)
- ②電話·書面調査 2,177機関 (同2,473人分)
- ③協力拒否 113機関 (同155人分)
- ④倒産, 所在不明等 270機関 (同320人分)
- ⑤失踪後に別途調査済み 165機関(同245人分)

### (3) 調査結果 (軽微な書類不備に係るものを除く。)

(2)①②の結果,721人(631機関),延べ数では893人分の不正行為等の疑いを認めた。 (2)⑤により,38人(31機関),延べ数では44人分は既に不正行為措置済みであった。 これらの合計は,759人(662機関),延べ数では937人分であり,延べ数の内訳は,

- ・最低賃金違反 58人 (うち措置済み1人)
- ・契約賃金違反 69人 (うち措置済み5人)
- ・賃金からの過大控除 92人
- ・割増賃金不払い 195人 (うち措置済み19人)
- ・残業時間等不適正 231人 (うち措置済み8人)
- ・その他の人権侵害 36人 (うち措置済み6人) (不当な外出制限, 暴行等)
- · 書類不備 222人
- ・その他の不正行為等 34人 (うち措置済み5人) (技能実習計画と実習内容の齟齬等) であった。

### (4) 対応措置

- 労働関係法令違反の疑いがある事案は、全て労働基準監督機関へ通報済み。
- ・今後,労働基準監督機関の監督指導結果等を踏まえ,処分,指導等を予定。
- ・今回の調査対象機関で技能実習生在籍中のものは、H31年度末までに機構等が実地検査。

### 死亡事案に関する調査

### (1) 調査対象

平成24年~平成29年(6年分)の技能実習生の死亡事案171件

※ 把握済みの128件に加え、監理団体等の報告漏れ、入管局の記載漏れ等の43件 (参考) 在留技能実習生の総数:約15万人(H24)~約27万人(H29)

### (2) 調査方法

- 事案発生当時の報告書,死亡診断書等の記録を精査・分析
- 実習実施機関等から補充資料を追加入手

### (3) 調査結果

- ① 実習中の事故死 28件 (漁船の転覆, 大型資材による圧死等)
- ② 実習外の事故死 53件(交通事故,海水浴中の溺死等)
- (3) 病死 59件
- ④ 自殺 17件
- ⑤ 殺人又は傷害致死による死亡 9件(同僚実習生によるもの3件)
- ⑥ その他 5件(自殺か事故か断定できないもの3件,解剖するも死因不明2件)

### (4) 「死亡事案一覧」の死亡原因が溺死等である事例について

- ・溺死は、(3)の①が2件、②が15件(遊泳中事故等)、④が3件(私的な悩み等)など。
- ・凍死の1件は、(3)の② (飲酒して外出し、山林中で凍死)。

### (5) 関係機関の対応状況等

- ・一時帰国中の事案を除き、警察、労基署等が必要な対応を実施。
- 業務上の事故又は通勤による事故については労災認定。

### 新制度の運用状況等

パネルの写し

### (1)新制度による適正化は、全体として一定程度機能

- ① 13か国と二国間取決めを作成し、不適正な送出機関の排除等に一定の効果。
- ② 機構が実習実施者, 監理団体を計画的に実地検査(H30.12末現在7,000件以上)。
- ③ 機構が技能実習生の保護・支援を実施(母国語相談はH31.2上旬現在約2,300件)。
- ④ 技能実習計画の認定制度の運用を通じ、制度の適正化に努めている。
- ⑤ 事業協議会等を通じた適正化の取組がみられる。
- ⑥ 新制度入国者の失踪率は、旧制度入国者の失踪率よりも低い(下欄(2)(3)の表参照)。

### (2) 失踪, 死亡事案等に対する対応体制には, 以下の課題

- ① 失踪事案の届出受理後の証拠収集等の初動対応が必ずしも十分ではない。
- ② 聴取票の聴取項目が不十分であり、聴取結果が有効に活用されていない。
- ③ 入管当局における死亡事案の把握が不十分であった。
- ④ 人権侵害行為の禁止規定等の適用実績が少ない。

### 新制度下で受け入れた技能実習生の失踪状況等

### (1) 失踪者数の推移

	(a) 前年末在留技能実習生数 +当年新規入国技能実習生数(人)	(b)失踪者 (人)	(c) (b)の(a)に対する 割合
平成27年	264,630	5,803	約2.2%
平成28年	298,786	5,058	約1.7%
平成29年	356,276	7,089	約2.0%
平成30年	424,394	9,052	約2.1%

### (2) 新規入国当年中の失踪状況の比較

平成29年新規入国の旧制度の技能実習生と平成30年新規入国の新制度の技能実習生 につき,入国当年中の失踪状況を比較

	入国者(人)	入国当年の失踪者(人)	失踪率
平成29年(旧制度)	127,657	1,163	約0.9%
平成30年(新制度)	130,699	658	約0.5%

### (3) 新規入国後約1年経過時点の失踪状況

平成30年2月・3月入国の技能実習生の平成31年2月末時点の失踪状況を比較

	H30.2~3の入国者(人)	H31.2末時点失踪者(人)	失踪率
総数	10,626	243	約2.3%
旧制度	4,758	158	約3.3%
新制度	5,868	85	約1.4%

出所:法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果概要」

### 運用の改善方策

### (1) 失踪, 死亡事案等への対応の強化

① 初動対応の強化

機構又は入管が、事案発生後速やかに実地検査を行うなどし、実習生の賃金等に 関する証拠を確認・保全。不正等があれば通報、処分等。

- ② 聴取票の在り方の見直し
  - ・聴取票の様式を改善し、十分な聴取項目を設ける。
  - 専門性を有する入国審査官が聴取を行い、①も踏まえ、事実を解明。
- ③ 入管当局における死亡事案の把握の徹底(関係情報の定期的な照合確認)
- ④ 失踪に帰責性がある実習実施者は,一定期間新規受入れを停止(省令等の改正)

### (2) 失踪等の防止に資する制度の適正化の一層の推進

- ① 二国間取決めの対象国拡大及び運用強化
  - ・中国、インドネシア等との二国間取決めの作成を急ぐ。
  - ・送出国への通報や処分要請などによる送出機関の適正化を更に強化。
- ② 口座振込み等による報酬支払いを求める措置の導入

特定技能制度と同様に、報酬の支払いは口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うものとする(省令等の改正)。

③ 在留カード番号を活用した不法就労等の摘発強化

外国人雇用状況届出事項に在留カード番号を追加し,厚労省と法務省の情報共有 や,警察等との連携を通じ,不法就労等の摘発・処分を強化。

④ 特定技能への移行についての周知徹底

監理団体,実習実施者及び実習生に対し,技能実習の修了後の特定技能への移行 について丁寧に周知。

⑤ 技能実習生に対する支援・保護の強化

母国語相談,実習先変更支援等の支援制度や総合的対応策に基づく支援策の周知 を徹底し、これらの活用の拡大を通じ,実習生の保護を強化。

⑥ 迅速・広汎な情報共有に基づく厳正な審査・検査

実地検査結果や送出機関の情報など各種情報を機構,入管及び厚労省が迅速に共 有。実習実施者や監理団体に対する審査や検査等を厳正に実施。

(3) 前記施策実施のための入管及び機構の体制の強化

出所:法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果概要」

衆議院議員 山井和則

回答のお願い

下記について、4月1日(月)17時までに、文書にてご回答をお願いします。

記

調査対象の失踪技能実習生のうち本邦に在留している74人への調査について示して下さい。

- 1.74人の聴取票の記述について、最低賃金違反が疑われるのは何人でしたか。
- ※各人の賃金について、月額給与を労働時間(労働時間が不明な場合は168時間と仮定)で 除した数値で、最低賃金割れか否かを判定してください。もし、別の方法で調査票におけ る最低賃金違反の疑いを評価しているのであれば、その方法を示した上で、人数を示して 下さい。)
- 74人への今回のヒアリング等調査で、全員に、改めて月額給与と労働時間について、具体的な数値(概算でも可)を聴取しましたか。また、その結果、最低賃金達反が疑われるのは何人でしたか。
- 74 人への今回のヒアリング調査等の調査結果の個票(各人からの聞き取り結果等)の写した。プライバシーにかかわる部分は伏せて頂いて結構ですので、提供してください。
- 4. 賃金額について、聴取票と今回調査で賃金額が同程度と回答した46人のうち、最低賃金 違反だった人は何人ですか。聴取票より今回調査の方が多い賃金額を回答した8人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人で、今回調査で最低賃金違反だった人は何人で すか。また、聴取票より今回調査の方が少ない賃金額を回答した16人のうち、聴取票で 最低賃金違反だった人は何人で、今回調査で最低賃金違反だった人は何人ですか。さらに 今回調査で、無回答または不明と回答した6人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は 何人ですか。
- 5. 労働時間について、聴取票と今回調査で同程度と回答した26人のうち、最低賃金違反だった人は何人ですか。聴取票より今回調査の方が長い労働時間を回答した22人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人で、今回調査で最低賃金違反だった人は何人ですか。また、聴取票より今回調査の方が短い労働時間を回答した17人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人ですか。さらに今回調査で、無回答または不明と回答した9人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人ですか。
- 6. 2. について、今回の調査結果から最低賃金違反が疑われた人の受入れ機関は何件ですか。 そのうち、厚生労働省に通報したのは何件ですか。また、通報しなかった理由が、時効の 到来によるものである案件はありましたか。
- 7. 5. について、厚生労働省に通報しなかった機関については、どのような調査を行い、通報しないと決定しましたか。また、通報しないことについて、当該、元失除技能実習生に連絡し、納得、理解を得ましたか。
- 今回調査結果で厚生労働省に通報した件数のうち、4月中に時効が到来する案件は、何件ありますか。
- 9.74人への調査の中で、元失踪技能実習生側の客機的資料についての調査、情報提供を求めましたか。元失踪実習生側の客観的資料がない場合は、受入機関側の客観的資料を、元失踪技能実習生の主張に関わらず、全面的に信頼したという理解でよろしいですか。
- 10. 日本に在留している96人のうち、74人が今回の調査に協力頂いたとのことですが、その他の22人について、調査に協力頂けなかった理由を示して下さい。

出所:山井事務所作成

以上

### 2019年4月3日 衆議院厚生労働委員会 山井和則 配付資料

件名:資料要求に係る回答について(平成31年4月2日) 衆議院議員 山井和則議員 様

お世話になっております。

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課のと申します。

御依頼のありました標記について、下記のとおり回答いたします。 提出が遅くなってしまい大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【回答】

今回の技能実習PTによる調査については、聴取票の記載内容だけでなく、実習実施機関への実地検査 や電話による依頼により、失踪技能実習生本人の賃金台帳等の収集を行い、保存期間経過等により当該資料が収集できない場合には、現在、在籍している技能実習生に係る賃金台帳等の収集に努めるなど、可能 な限り、客観的資料により不正の有無の判断を行った。

お尋ねの74人に係る調査の結果、最低賃金違反があったと判断できるものはなかった。

出入国在留管理庁在留管理支援部

在留管理課

出所:法務省回答資料

### (5) 在留中の失踪技能実習生に対する再聴取

調査対象の失踪技能実習生のうち96人が現在も本邦に在留しているところ、今回の調査への協力を得ることができた74人から改めて聴取を行ったところ、その結果は、以下のとおりであった。

### ア 賃金及び労働時間について

退去強制手続における聴取票を用いた聴取(以下「当初の聴取」 という。)で回答した賃金額について、手取り賃金額と額面賃金 額のいずれを回答したのかを尋ねたところ、手取り賃金額であっ た旨回答した者が28人、額面賃金額であった旨回答した者が5 人、無回答又は不明である等と回答した者が41人であった。

技能実習中の賃金について改めて尋ねたところ、当初の聴取の際に述べた賃金額と同程度の賃金額を回答した者が46人、これより多い賃金額を回答した者が8人、これより少ない賃金額を回答した者が14人、無回答又は不明である等と回答した者が6人であった。同様に、労働時間について改めて尋ねたところ、同程度の労働時間を回答した者が26人、より多い労働時間を回答した者が22人、より少ない労働時間を回答した者が17人、無回答又は不明である等と回答した者が9人であった。

対象者中,当初の聴取の際に,聴取票の「失踪動機について」の「原因・理由・目的等」の欄のうち,「低賃金(最低賃金以下)」であった旨回答していた者が2人いたところ,再聴取においては、最低賃金が守られていたか否かが不明である旨回答した者が1人,もう1人は最低賃金の意味が分からない旨回答した。この2人については,実習実施機関側はいずれも最低賃金違反を否定し、1人については,本人の賃金台帳等の客観的資料を調査した結果、賃金の支払に不適正は認められず,もう1人については,本人の資料は保存期間経過により廃棄済みであったものの,当該実習実施機関で現在実習を行っている技能実習生の資料を調査したところ、賃金の支払状況に不適正な点は認められなかった。

また、当初の聴取の際に、聴取票の「失踪動機について」の「原因・理由・目的等」の欄のうち、「低賃金(契約賃金以下)」であった旨回答していた者が9人いたところ、再聴取においても賃金が契約と異なっていた旨回答した者が4人、不明と回答した者が4人、契約と異なる点はなかったと回答した者が1人であった。このうち、例えば、賃金が契約と異なっていた旨回答した4人については、実習実施機関側はいずれも契約賃金違反を否定し、2人については、本人の賃金台帳等の客観的資料を調査した結果、賃金の支払に不適正な点は認められず、もう2人については、本

人の資料は保存期間経過により廃棄済みであったものの、当該実 習実施機関で現在実習を行っている技能実習生の資料を調査した ところ、賃金の支払状況に不適正な点は認められなかった。

### イ 暴力等の被害について

対象者のうち、当初の聴取の際に、聴取票の「失踪動機について」の「原因・理由・目的等」の欄のうち、「暴力を受けた」旨 回答していた者が3人いるところ、そのうち、再聴取時も同様に 暴力を受けた旨回答した者が2人いる一方、もう1人は、暴力を 受けたことはなかった旨回答し、聴取票における回答との相違を 指摘すると、以前そのようなことを述べた覚えがない旨回答した。

また、当初の聴取の際に、聴取票の「失踪動機について」の「原因・理由・目的等」の欄のうち、「帰国を強制された」旨回答していた者が3人いるところ、再聴取において、1人は「講習の際に知り合った同国人から、仕事がなくなり帰国しなければならなくなる見込みだと告げられたが、来日にかかった費用分をまだ稼いでいなかったことから、日本人の配偶者として在留する弟を頼って逃げることにした。」旨供述し、1人は「送出機関の者が来て別の場所へ連れて行かれ、帰国するので準備しろと言われたが、帰りたくないと思って逃げた。」旨供述し、もう1人は帰国を強制された旨の供述をしなかった。

このほか、当初の聴取の際に、聴取票の「失踪動機について」 の「原因・理由・目的等」の欄のうち、「その他」の自由記載欄 にいじめを受けていた旨回答していた者が1人いたが、再聴取で はその旨の供述はなかった。

また、当初の聴取の際に、同自由記載欄に体調不良なのに働か された旨回答した1人は、再聴取において、「体調不良であった 際に稼働するように言われ、意外に重労働だったので辛かったが、 失踪した理由は、このことに加え、技能実習が3年ではなく1年 であり、本国で約100万円支払ったのに元が取れないと思った からだった。」旨の供述をした。

なお、以上の8人についての調査結果を述べると、5人については、今回、実習実施機関の実地調査を行った際に職員や現在実習中の技能実習生からの聴取を行ったが対象者が供述したような事実があったことを確認することはできず、2人については、既に当該実習実施機関に対し不正行為等の有無に関する調査が実施されていたが対象者が供述したような事実があったことは認定されておらず、1人(体調不良なのに働かされた旨回答した者)については、当該実習実施機関が廃業して連絡がつかなかったため、調査を行うことができなかった。

出所:法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果報告書」



パネルの写し



出所:日本で亡くなったベトナムの人達の位牌が安置されている寺院 日新窟にて、 公表の了解を得たうえで山井事務所撮影

### ■実習生の死亡や、不正な扱いが疑われる主な例

- 農作業の実習中に熱中症により意識不明に関
- り、病説に搬送されたが死亡 ・約3カ月半の間、休日は4日間。その後自殺 寮で鉄壌中に体調を崩し、敷急療送されたが死 に。 にくなる前、「適労死ライン」は雇えない ものの、労使協定違反の時間外労働
- 失踪前の約7カ月間、基本給は月額6万円しか 支給されず最低賃金割れ。労使協定に違反する 月平均約60時間の残業につき、時給700円しか

用を制製されていた

# 法務省PT調査

### 国人を労働力として使い捨てに される。支援団体や遺族は「外 外国人労働者の受け入れが拡大 は新たな在開資格「特定技能」で してはいけない」と訴える。

20日発表され、すさんな運用の グトチーム(PT)の調査結果が クトチーム(PT)の調査結果が 蝿が判明した。4月1 自から

かったことが判明した。

また77年1

18年9月

機関)だけだった。

報告書によると、

ることも判明。このうち、 扱いを受けていた疑いがあ 労働法令適反を含む不正な
9人が撥低賃金割れなどの 生52118人のうち、75に失踪して摘発された実習

弦務省が失踪の把握後に受

い人れ先を調査し、

果にも厳しい目を向ける 不正に関する調査は、摘発 28人▽網死50人▽自殺17 れていた企業など42 を担う入管当局による調査 村淳平医師は、取り締まり 機関を対象に実施した。 への死因は、実習中の事故 ただ支援者はこの調査結 実習生の実情に詳しい山 8人を受け

血と診断された。 物の包装などを担当してい 保の企業に派遣され、農作 ゥイさんが駆けつけた時に で仕事を休むようになった 月から青森県内の農薬関チャンさんは2016年 昨年12月、頭痛と発熱 何に入院し、脳出

のために、葬儀の模様をネ ットで伝えた。 貧しくて来日できない家族男性(泌)の葬儀を営んだ。 関市で亡くなった実習生 昨年1年で約30人のベト さん(41)は28日も、

実習生の死者数に「ありえ 法務省の報告書に記された や別の国の人を含めたらも れだけ多いのだから、中国ない。ベトナム人だけでこ 半だ。タム・チーさんは ようなシステムそのものを っと多いはず」と話した 一年世典、ハノイ=鈴木勝子 「借金を抱えて来日す

回の調査まで把握していなち43人の死亡を法務省が今 年の6年間に亡くなった実調査では、2012~17 そのう い。と伝える意図を持ったいるが、たいしたことはない。の眼界を指摘。「『騒いで 代表理事らは20日、配者会 者と連帯する全国ネットワ外国人の支援団体「移住 査しなければ意味がない」 報告書だ。第三者機関が調 ク(移住連)」の鳥井一平

実置生から事情を聴いておはありえない。帰国済みのはありえない。帰国済みの がわせる結果だ」と指摘。指 査が中心だったことをうか る調査結果について「受け けていた人を?

見を開き、不正な扱いを受

響制度を引き継ぐものだ」

思えない」などと批判した。 題が指摘されてきた技能実 も、声明で「探測な人権間な外国人受け入れについて 特定技能」による新た 本気で調査したとは

## 日本は働き手に責任を「死者もっと多い」 などと答鐘を鳴らした。 (補野直樹、小松隆次郎)

想生として日本で働いてい がに訴えた。今年2月、実 (88)は29日、朝日新聞の取 を送り出しているベトナ 働き手に対する責任を持つ ム。北部パクザン省に暮ら よう強く求めたい」 国別で最多の技能実習生 「日本の企業と政府に、 ・ゴク・トゥイさん

亡くした。11歳とも歳の子 )さん (当時34) を病気で 連れていかなかったのか」 東京都楼区の寺駅「日新 東京都楼区の寺駅「日新 で亡くなったベトナム人実 留生を弔っているベトナム人 った。「派遣先がもっと心 配してくれていたら、妻は 令も生きていたかもしれな い。 なぜもっと心

どもを抱える。

2月に想を引き取 20、30代の若者が

子どもが写っている=四日 儀をネット中継で見守る妻と ム人を弔った。 7 側は実

2019年4月3日 衆議院厚生労働委員会 山井和則 配付資料

### 【毎日新聞朝刊 2018/12/6】

5日の衆院厚労委員会で、 巡り、根本匠厚生労働相は せていた場合は、是正を勧 で外国人技能実習生を働か 受け入れ側が最低賃金未満 を拡大する入管法改正案を 外国人労働者の受け入れ 既に帰国した人も含

がつけば、海外に送金させ

と述べた。【遠藤修平】

失踪実習生への聞き取り調

野党は、法務省が行った

めて、

不払い分を支払わせ

ると表明した。

実習生への賃金 不払いなど是正

厚労相 る。 (帰国した人にも)連絡 た使用者には是正を勧告す 及。根本氏は「不払いをし 管する厚労省の対応を追 井和則氏は、最低賃金を所 **賃金を下回っていたと主張** 分析し、全体の67%が最低 査の資料(聴取票)を独自に している。国民民主党の山

【読売新聞朝刊 2019/2/6】

### → 実習生賃金未払いに弁護団

外国人技能実習生らが企業に未 払い賃金を請求するのを支援 スがある。 賃金弁護団」で、ベトナム語、ビル マ語、中国語、英語にも対応する。

【日経新聞夕刊 2019/2/7】

も多くの権利を救済する とともに、労働実態を明 ける。弁護団は「一人で P) などで相談を受け付 弁護士らが失踪した元実 失踪が相次いだ問題を受 ついてホームページ(H 習生を支援する弁護団を 低賃金以下で働かされ、 結成した。賃金未払いに 外国人技能実習生が最一らかにしたい」としてい 労働問題に取り組む る。 FBでは英語、ミャンマ 準監督署に申告するなど け、情報を集めて労働基 か、HPでは中国語で、 して雇用先に賃金の支払 HPやフェイスブック いを求める。日本語のほ 実習生未払賃金弁護団」。 (FB) で相談を受け付 結成したのは「『失踪』

失踪実習生の賃金未払い 弁護団、相談受け付け

> する。 ベトナム語で対応

調査を野党が分析したこ とで判明。根本匠厚生労 い問題は昨年、 技能実習生の賃金未払 法務省の

通じて弁護団の情報を発 護士は「通訳や支援者を れ、弁護団の指宿昭一弁 が帰国しているとみら 答弁している。 支払うよう是正する」と 賃金不払い残業があれば 賃金を下回る支払いや、 働相は臨時国会で「最低 ぜひ相談してほしい」と 信しており、目にしたら 失踪した実習生の多く

話している。

い。ことはないですね。その点についてお答えくださをするんですね。まさか会社側だけに聞くという

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

あり方につきましても見直しを進めております。 に検討するとともに、技能実習制度の実態把握のて、技能実習制度のさらなる適正化について十分習酬度に関するプロジェクトチームにおきまし門山政務官を議長として立ち上げました技能実

能実習生の皆様にも聞き取り闢査などを行っていりますけれども、御指摘のように、そこにいる技す。その際に、既にもうその調査は着手をしてお実習先への聞き取り等、必要な調査を進めていまいまして、現在、地方入国管理局におきまして、するよう大臣から指示を受けているところでござは調査を実施し、関係機関と連携して厳正に対処また、明らかに違法、不当な事案につきまして

承知をしております。 方法、それからスケジュール等を検討するものとロジェクトチームでの議論を踏まえ、今後の開査査の進捗状況の報告も行う予定でありまして、ブタ、開催される予定でございまして、こうした間この点、本日もこのプロジェクトチームの検討

す。
に、何らかの形でお伝えすることになると思いまその結果につきましては、今委員御指摘のよう

きだと思いますが、いかがですか。査結果は発表すると。それで、年内にも発表すべくの山井委員 何らかの形でお答えじゃなくて、關

と、政務官に申し伝えます。 の方に未払い分をお支払いするということでよる○佐々木政府参考人 御箔瀕いただきましたこ 払いであれば、さかのぼってこの労働者の外国人

ちょっと、それは、もう一回答えてください。(発言する者あり)公表すると言っていないの。○山井委員 公表するということであります。

たします。 だきましたこと、間違いなく政務官にお伝えをい 〇佐々木政府参考人 この委員会で御指摘をいた

O山井委員 公表はしない可能性があるんです

いますよ。公表するんですね。 か、国民の税金で間査して。これは質問通告して

す。 ました御指摘、間違いなく政務官に申し伝えまれてにおきまして検討されますので、今いただき の佐々木政府参考人 その段取りにつきましては

ねております。公表するのは当然だと思います。 私は、今回のこの隠蔽体質には本当に腹に据えた調査して公表するのは当たり前じゃないですか。 ○山井委員 そういうのを隠惑というんですよ。

tren当然聴取をするということでよろしいですそこでお聞きしますが、この外国人労働者本人

側査を行っております。習先にいらっしゃる技能実習生の方には聞き取りしゃらない可能性もありますので、その赴いた実態取に応じた方につきましてはもう既にいらっところに今鯛査に赴いておりますけれども、このの体の木政府参考人 今回の聴取票で問題のある

す。そのことは強く申し上げます。 この態取票を書いた本人に当たるべきだと思いまえないかもしれませんから、当然、筋としては、性もあるし、今傷いている人はきっちりと物を言くればやはり、今の状況、違う可能

しいですか。 の方に未払い分をお支払いするということでよろ払いであれば、さかのぼってこの労働者の外国人払い、残業代末払い、あるいは最低賃金割れの未厚労省として労基署で間意をして、実際、賃金本等なり厚生労働省に連絡が行くんです。それで、本原生労働大臣、そうしたら、法務省からは労基割れで賃金未払いが明らかになったとします。根償

関査を今行っているところでありますと答弁があ能実習生の聴取栗について法務省で徹底した実態トチームが立ち上げられて、そして、失踪した技したが、今、門山政務官を議長とするプロジェクの根本国務大臣 先ほど法務省からもお話ありま

存って、是正を徹底いたします。 基準 技護 反が 認められた場合 には、 是正動 告をの 最低質金法違反や、 賃金 不払い 残業 などの 労働 生すす。 その 結果、 最低質金を 下回る 支払いなど 準監督署がその全数に対して監督指導を実施いたして、このような 通報を受けた場合には、労働基理機関が 都道府県労働局に 通報をいたします。 そ 法令違反の疑いが 認められた場合には、 出入 国管る支払いや割増し賃金の不払いなど 労働基準関係

たいと思います。度の適切な運用により、しっかりと対応していき今後とも、法務省とよく相談して、相互通報例

傷名の責任で。 方に支払うということでよろしいですね、厚生労らっていないんだから、そこは、外国人労働者の是正勧告だけじゃないですよ。本人も、払っても払いの賃金はその外国人労働者に払うんですね。

含ないものと考えております。 なっている場合には、そこは、指導することはでなっている場合には、そこはちょっと、時効になっている場合でも、強いて言うと、労働基準法上時効と呼ぶ)ただ、強いて言うと、不払い資金に談当す(山井委員「払わせるということでいいですね」とい資金の支払いをするよう是正結告いたします。 的確に是正するため、使用者に対して、その不払 ていないことが確認された場合には、当該違反を 果でする、労働基準法に違反して賃金が支払われ 及本事条大臣 労働基準結督署の監督指導の結

○根本国務大臣 使用者に対して、その不払い賃 せるというごとでいいですね、外国人労働者に。 とは、時効になっていない部分は事業主に支払わ ○山井委員 時効は二年ですけれども、というこ

なったときには、腎生労働省の責任で、例えば中ませんよ。 ということは、そのことが明らかに帰っておられる方もおられるから、被害に気づきの山井委員 ところが、この方々は、もう本面に金の支払いをするよう是正勧告をいたします。

よろしいですね。けですから、そこまでちゃんとするということでけですから、そこまでちゃんとするということでろいいですね。申請するにも被害がわからないわ路して不払い賃金をお支払いするということでよ国に帰っておられるかもしれません、その方に連

お答えするのは差し控えたいと思います。いうことですが、今の仮定のケースに対して私が○根本国務大臣 どういうケースを想定するかと

す。賃金の支払いをするように是正勧告をいたしまいずれにしても、使用者に対して、その不払い

するということで。 ように命ずるということでいいですね、是正勧告ナムに帰っていようが、使用者に対して、支払う方が、技能実習生が中国に帰っていようが、ベトる方、当然おられるわけです。そうしたら、そのO出井委員 仮定じゃないですよ。帰っておられ

遡及するものと思います。 してですよ、一般論として、連絡がつく場合にはちょっと発言を控えたいと思いますが、一般論とり根本国務大臣 仮定の話に対しては、私は

等として。 国人に支払うのは私は当然だと思います、法の平なことですよ。日本人でも支払うんですから、外れても、連絡をとって支払う、これは非常に重要してそれが明らかになったら、本国に帰っておらす。今回のPTで、最質割れや賃金未払い、調査

す、今の答弁で。 根本大臣、よろしいですね、もう一回確認しま

るということになります。 〇根本国務大臣 一般論としては、海外に送金す

百人余りは被害届なんですよ。いう観点からいくと、この二千八百人のうち千九ら質金未払いです。ということは、例えば最賃と午九百人余り、最賃割れの人は、最賃割れですかの山井委員 この二千八百枚は、特にそのうちの

りですよ。六七%が最質割れ。ということは、核これを、皆さん、見てください。最質割ればか

臣にも、払っていただきたいんですけれども。届なわけですから、全数器変をして、ぜひ根本大為、犯罪、賃金未払いの可能性があるという被害省におかれては、全数、干九百幾つは、違法行被害の端緒の証拠がここにあるんですから、法務

さるら、これはごらんになったことはありますすから。これはごらんになったことはありますなぜならは、 ほぜならば、 黒質を守らせる責任者は根本大臣でき、一枚でもごらんになったことはありますか。 根本大臣、 根本大臣、 根本大臣は、この二千八百枚のう

で、見ております。 の根本国務大臣 資料も配付されておりますの

わですか。 割れの山、千九百人を上回る山、見たことはあるした資料以外で見たことはありますか。この最質〇山井委員 ちょっと待ってください。私が配付

そこは見ておりません。 あくまでも法務省ですから、その意味では、私はられておりませんので、その意味では、駿取寒はでやっていますから、聴取悪は私のところに届けり根本国務大臣 聴取票はあくまで法務省の管轄

です。 です。 るんです。後ほどこれはお波ししますから。日本なんです。後ほどこれはお波ししますから。日本はないかということでこれを見てもらう必要があ番に根本大臣が、この千九百人以上、幾篑割れでなんです。野党の議員が二千八百枚見る前に、一 終責任じゃないんです。労基法の責任は根本大臣 じゃだめなんですよ。法務省は最質を守らせる最

**任は根本大臣にあるんです。** 思われかねません。 想本大臣、これを是正する貞円。これは恥ずかしいことです。 人種差別国家と習生、私は奴縁だった、適百時間労働で月六万配付資料。どういう矯道か。ミャンマー人技能実ン・ボストでも既に報じられています、きょうの言いたくはないですが、アメリカのワシント

ついては、根本大臣、この質疑の後これはお渡

す。根本大臣、いかがですか。する、労基署が。そうしていただきたいと思いま労者できっちりと、法務省に任せずに実議間査をいる。通報ですよ、これは事実上の。原労省は原で、これだけ最貧制れ、千九百人、被害届が出て法務省のPTは法務省のPTでやっていただいか、労基法違反かを判断する権限は厚労省しかなりとますから。法務省は最賃割れかどうかを判断

おりました。 ん。必要な情報があったときに指導監督に入って 通機だけが端緒になっているわけではありませ 施してまいりましたが、これも入国管理局からの 四万八千件のうち六千件に監督指導を今までも実 の根本国務大臣 技能実習実施企業で約六千件、

と思います。 ず法務省で徹底した実態調査を行ってもらいたいんな背景も事情もあるかと思いますが、そこはまは私は、法務省の聴取票ですから、そこは、いろで徹底した実態調査を行っておりますので、そこなが作成していますし、今、プロジェクトチーム今回の事案については、やはり、聴取票は法務

底していきたいと思います。
められた場合には、是正軸告を行って、是正を微対して監督指導を実施して、そして法令違反が認ら、運輸を受けた場合には、我々は、その全数に入国管理機関が都道府県労働局に温報しますか 関係法令の違反の疑いが認められた場合には、出冬下回る支払いや割増し賃金の不正なご労働基準を失け、

たいと思います。 度の適正な運営を含めてしっかりと対応していき今後とも、法務省とよく相談して、相互通報制

ている、こんな恥ずかしい話はないじゃないです外国人労働者には最賃も払わずに奴隷労働をさせ本では、日本人には労基法は守らせるけれども、じゃないんですよ。アメリカでも報道されて、日〇山井委員 そんな悠長なことを言っている場合

80

1240°

ひます。 か報告をしてもらえるように、根本大臣、お願い 払いの賞金、外国人労働者、技能実習生に払った 初の委員会までに、何人に、最賃割れの人に、未 そんな無責任な話はありません。ぜひ、来年の最 明らかになって、まずは法務省にやってもらう、 ださい。これだけの、千九百人以上の最質割れが か、ぜひ最初の委員会で、根本大臣、報告してく までに、何人に未払いの賃金、最質割れを払った 事。 通常国会の最初の理事会で、ぜひ、そのとき 臨時国会が終わって、通常国会があると思いま

を踏まえて対応したいと思います。 舎で徹底的に今調査しているわけですから、それも対応していきたいと思います。とにかく、法務ので、その間査結果を踏まえて、可能な限り我々ロジェクトチームで徹底的に調査をしております 〇根本国務大臣 今、法務省がしっかりとしたブ

ます。会で報告してもらえるように、委員長にお願いし患賃を幾ら払ったか、そういうことを最初の理事問題によって、何人長賃が明らかになって、何件会の理事会に、今お願いした、この技能実習生の○山井委員 ぜひ、年明けの最初の厚生労働委員

りながら、法務省は早生労働省に害っていないん件。ということは、ほとんど、こういう現状を知あったのはたった四十四件なんですよ、四十四年度にも、出入国管理機関から労基署に連報が○山井委員 申しわけないけれども、平成二十九〇冨岡委員長 理事会に諮りたいと思います。

てどうするんですか。任せで、厚生労働省がそんな後ろ向きな客弁をしに明らかになった。にもかかわらず、まだ法務省でいることを外国人には守らない、これが構造的うな、外国人に対して、日本人だったら当然守っ

本次国家かという批判を受けかねません。私はそ本大臣、日本の原労省は見過ごす、そういう人種習生に関しては、労基法違反を知っていても、根れをしないのであれば、無法地帯ですよ。技能実法は反について、 厚労省もフェをつくって問題に成 、今、技能実習生のこの問題の最質割れ、労基ばかとも、法務省のトアとは別に、原生労働省

向きな客弁をお願いします。反について調査する、PTを立ち上げる、ぜひ前習生の今回のこの聴取問題の最質割れや労基法違根本大臣、ぜひ、厚生労働省としても、技能実

表ります。 基づき道報いただくということが適切と認識して 法令違反の疑いがある場合には、相互通報制度に 的にきちんと解明した上で、そして労働基準関係 はり、入国管理局で精査した上で、法務省が徹底 知しておりまして、その事実関係については、や 概を入国警備官がありのままに記載したものと承ない、失踪した技能実習生から住意に聴取した情ではなりと では、各調査項目について明確な定義を置いていいは、各調查項目について明確な定義を置いていた明確な定義を置いてい

て、我々、可能な限り迅速に対応してまいりたい結果を除まえた労働基準監督署への通報に基づい票について調査を行っておりますので、この調査上げられて今補力的に動いておりますので、聴取とにかく、法務省でプロジェクトチームが立ち

ぜひとも、しっかりと間査して、早急に払っても等に、未払いの賃金をもらう権利があるんです。 て帰国している可能性があるんです。 日本人と同えずに、多くの技能実習生が違法状態を放置されり日井委員 とにかく、もらえるべき賃金がもら